

# 令和元年度決算における健全化判断比率等の概要

## 総括表

(1)健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

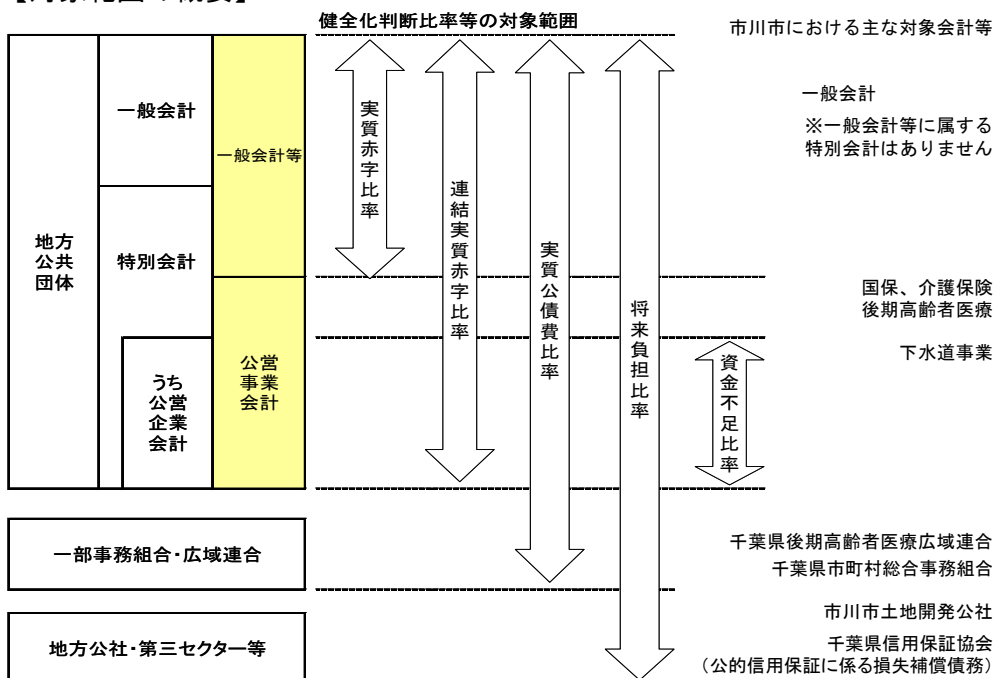
指標名	内容	対象範囲	元年度算定結果	財政健全化法	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む、すべての会計を連結した実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計	—	16.25%	30%
実質公債費比率 (3カ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合	1.6%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合 地方公社 第三セクター等	—	350%	

(2)資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲	元年度算定結果	財政健全化法	
				経営健全化基準	—
資金不足比率	各公営企業における資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合	病院事業会計 下水道事業会計	— —	20%	

※「元年度算定結果」欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の値が「—」となっているのは、本市の各会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額及び資金不足額がないことによるものです。  
また、将来負担比率が「—」となっているのは、本市一般会計の将来負担額に充当可能な財源額が、将来負担額を上回っていることによるものです。

### 【対象範囲の概要】



**実質赤字比率**

【一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合】

## 【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む数値)}}$$

## 【元年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
実質赤字比率	11.25%～15.00%	11.25%	20%
令和元年度決算に基づく市川市の実質赤字比率			— (比率≤0の場合、—)

※実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められており、本市の場合は11.25%です。

## 【説明】

毎年4月に始まり翌年3月に終わる地方公共団体の一般会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足する事態となり赤字を生じることが、望ましくありません。

仮に、歳入不足・赤字が解消できない場合には、翌年度歳入の繰上充用や当該年度の歳出予算に計上した事業を翌年度に繰り越すこと（歳入不足に起因する事業の繰越し）となりますが、翌年度においてもその分の歳入確保又は歳出の削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累増していくこととなります。

地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等について算定を行う「実質赤字比率」は、このように、当該年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものがあれば、これらを含めた赤字額を「実質赤字額」として算定し、この額を地方公共団体の一般財源(地方税や地方交付税等)の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率であり、一般会計等における赤字の深刻度を把握するための指標です。

実質赤字比率につきましては、この比率が高ければ高くなるほど、赤字の解消が難しくなり、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じる必要が生じるとともに、解消の期間も長期間にわたるなど深刻な事態に陥ることとなりますが、本市におきましては、実質赤字の発生がないことから、当該比率の表記については、上段の枠内に示したように、実質赤字額がないことを示す「—」となっています。

なお、本市の一般会計等における実質赤字額の状況を見ていただくため、参考として実質赤字額の反対概念となる「実質収支額」を分子として標準財政規模と比較したものを、下段の枠内に実質赤字比率の算定結果としてマイナス%で表示をしています。

※一般会計等とは、一般会計及び一部の特別会計の計(市川市には該当する特別会計なし)

## 【実質赤字比率の算定結果】

30年度実質赤字比率	=	$\frac{2,617,560 \text{ 千円}}{87,859,827 \text{ 千円}}$	=	△ 2.97 %
------------	---	--	---	----------

※収支が黒字のため、算定比率はマイナス表示としています。(前年度比率: △5.33%)

**連結実質赤字比率** 【全会計を連結した実質赤字額(資金不足額)の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む数値)}}$$

【元年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
連結実質赤字比率	16.25%~20.00%	16.25%	30%
令和元年度決算に基づく市川市の連結実質赤字比率		— (比率≤0の場合、—)	

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められており、本市の場合は16.25%です。

【説明】

地方公共団体の会計は、市税、地方交付税などの一般財源を支出の主な財源とする一般会計のほか、料金収入等を主な財源として事業を実施する下水道事業会計などの公営事業会計があり、料金収入等で解消できない赤字があれば、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならないため、公営事業会計などの経営状況が一般会計に与える影響についても捉える必要があります。このため、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を連結(合算)して、当該地方公共団体全体としての赤字額を、当該団体の標準財政規模の額で除し、地方公共団体全体として見た赤字額の深刻度を把握するものが「連結実質赤字比率」です。

本市における各会計の収支状況は、中段の「各会計の状況」に示したとおり、赤字を生じている会計はありませんので、連結実質赤字比率についても、実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「—」となっています。

なお、本市全体としての黒字額の程度をご覧いただくため、参考として、最下段に連結実質赤字額の反対の概念となる各会計の実質収支額及び剰余額の合計を分子として標準財政規模と比較したものを連結実質赤字比率の算定結果としてマイナス%で表示しています。

【各会計の状況】

会計名	元 実質収支額・剰余額
一般会計	2,617,560 千円
国民健康保険	70,307 千円
介護保険	161,136 千円
後期高齢者医療	88,702 千円
下水道事業	1,199,239 千円
合計	4,136,944 千円

【連結実質赤字比率の算定結果】

元年度連結実質赤字比率	=	$\frac{4,136,944 \text{ 千円}}{87,859,827 \text{ 千円}}$	=	△ 4.70 %
-------------	---	--	---	----------

※収支が黒字のため、算定比率はマイナス表示としています。(前年度比率: △8.54%)

## 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合】

### 【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \text{ の3カ年平均}$$

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む数値

### 【元年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
実質公債費比率	25%	25%	35%
令和元年度決算に基づく市川市の実質公債費比率			<b>1.6%</b>

(前年度比率: 1.3%)

### 【説明】

地方公共団体の一会計年度を超える長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等を公債費といいます。

一般会計の公債費は、当然一般会計の義務的負担となりますが、下水道事業など他会計における公債費支出に対して一般会計から繰り出す経費なども一般会計の負担額として捉える必要があります。

こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

実質公債費比率の算定につきましては、公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値を表すこととされており、元年度決算における3カ年平均値は、下段の実質公債費比率の算定結果に示したとおり、1.6%〔単年度の比率は1.57922%〕となっています。

なお、本年度の比率は、前年度から増加し、1.6%となっております。単年度では比率が減少しており、早期健全化基準を相当程度下回っております。主な理由は、算定式の分子において、地方債の元利償還金及び純元利償還金から差引く特定財源額の増により、分子の額が減になったことによるものです。

### 【実質公債費比率の算定結果】

元年度実質公債費比率(3カ年平均)	=	$\frac{4.86615}{3} \%$	=	1.62205 %	=	1.6 %
-------------------	---	------------------------	---	-----------	---	-------

小数点以下二桁切捨て

元年度実質公債費比率(単年度)	=	$\frac{1,293,646}{81,916,589} \text{ 千円}$	=	1.57922 %	(29) 1.43302	(30) 1.85391
-----------------	---	---	---	-----------	--------------	--------------

**将来負担比率**

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合】

## 【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額})}$$

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む数値

## 【元年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
将来負担比率	350%	350%	-
令和元年度決算に基づく市川市の将来負担比率			-

※将来負担比率に係る財政再生基準は定められておりません。（前年度比率： - ）

## 【説明】

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債（地方公共団体の長期の借入金）残高のほか、一般会計で負担すべき職員の退職手当、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道事業債のように公営企業等における地方債残高のうち一般会計が負担するもの（一般会計からの繰出金に含まれる）などがあります。

また、土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失補償をしているものについては、公社や第三セクターの経営状況によっては、一般会計等で負担しなくてはならないこともあります。

このような一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額、「将来負担額」を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を差し引いた上で、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率が「将来負担比率」です。

この比率が高い場合は、当該団体の標準財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

令和元年度決算の値につきましては、マイナスの比率であることを示す「-」となっていますが、これは、基金や都市計画税、標準財政需要額算入見込額など将来負担額に充当可能な財源等の合計額が、将来負担額を上回ったことによるものです。

## 【将来負担比率の算定結果】

元年度将来負担比率	=	$\frac{\Delta 14,074,769 \text{ 千円}}{81,916,589 \text{ 千円}}$	=	$\Delta 17.1 \%$
-----------	---	--	---	------------------

（前年度比率： $\Delta 18.5\%$ ）

## 資金不足比率

【各公営企業における資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合】

### 【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### 【元年度状況】

病院事業会計(法適用企業)			
指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	—
令和元年度決算に基づく病院事業会計の資金不足比率			— (比率≤0の場合、—)

下水道事業会計(法適用企業)			
指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	—
令和元年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率			— (比率≤0の場合、—)

### 【説明】

資金不足比率は、一般会計等における実質赤字額に相当する、各公営企業会計における資金不足額を各公営企業の事業規模で除した比率で、この比率が高ければ、各会計の事業規模に比べ累積された資金不足が生じていることとなり、公営企業としての経営状況に問題があることとなります。

本市において公営企業会計に分類される会計は、下水道事業会計ですが、この会計の元年度決算につきましては、剰余金(黒字)が発生している状況にありますので、資金不足比率の表記につきましては、一般会計等における実質赤字比率と同様に資金不足額がないことを示す「—」表記となっています。

なお、各公営企業会計における資金の剰余額(黒字額)の状況をご覧いただくため、各会計の剰余額を分子として事業規模と比較したものを資金不足比率の算定結果として、下段の枠内にマイナス%で表示しています。

### 【資金不足比率の算定結果】

下水道事業会計	1,199,239 千円 ÷ 5,619,366 千円 = △ 21.34 %	(前年度比率) (△7.30%)
---------	---	---------------------

※各公営企業会計で資金の剰余額が生じているため、算定比率はマイナス表示としています。